

議 第 9 8 号

都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

本市都市公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）9月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項及び第2項の表中

「

コート	1面	1時間につき	440から660まで
照明	1面	30分につき	170から260まで

」を

「

コート	1面	1時間につき	530から790まで
照明	1面	30分につき	200から300まで

」に改め

る。

別表第3第3項の表中

「

球技場	1人1回	一般	160から240まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)	80から120まで
		障害者(中学生以下)	40から60まで

	11回券	一般	1,600から2,400まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)	800から1,200まで
		障害者(中学生以下)	400から600まで
	3か月券	一般	2,150から3,220まで
		高校生	1,590から2,380まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)、満65 歳以上の者	1,080から1,610まで
		障害者(中学生以下)	540から810まで
	6か月券	一般	3,750から5,620まで
		高校生	2,760から4,140まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)、満65 歳以上の者	1,880から2,810まで
		障害者(中学生以下)	940から1,410まで
	12か月券	一般	6,430から9,640まで
		高校生	4,750から7,120まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)、満65 歳以上の者	3,220から4,830まで
		障害者(中学生以下)	1,610から2,420まで
	専用利用(1時間につき)		
プール	1人1回	一般	260から390まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)	130から200まで
		障害者(中学生以下)	70から100まで
	3か月券	一般	3,080から4,620まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)、満65 歳以上の者	1,550から2,320まで
		障害者(中学生以下)	780から1,160まで
	6か月券	一般	5,140から7,710まで
		中学生以下、障害者 (高校生以上)、満65 歳以上の者	2,570から3,860まで
		障害者(中学生以下)	1,290から1,930まで
	専用利用(1コース1時間につき)	一般	400から600まで
		学校等の団体	240から360まで

「

球技場	1人1回	一般（高校生を含む。）	190から290まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	190から290まで
		中学生以下、障害者（高校生以上）	100から140まで
		障害者（中学生以下）	50から70まで
	11回券	一般（高校生を含む。）	1,920から2,880まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	1,920から2,880まで
		中学生以下、障害者（高校生以上）	960から1,440まで
		障害者（中学生以下）	480から720まで
	3か月券	一般	2,580から3,860まで
		高校生	1,900から2,860まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	1,290から1,930まで
		中学生以下、障害者（一般）	1,290から1,930まで
		障害者（高校生）	950から1,430まで
		障害者（中学生以下）	640から960まで
	6か月券	一般	4,500から6,740まで
		高校生	3,310から4,970まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	2,250から3,370まで
		中学生以下、障害者（一般）	2,250から3,370まで
		障害者（高校生）	1,660から2,500まで
		障害者（中学生以下）	1,120から1,680まで
	12か月券	一般	7,710から11,570まで
		高校生	5,700から8,540まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	3,860から5,780まで
中学生以下、障害者（一般）		3,860から5,780まで	
障害者（高校生）		2,850から4,270まで	
障害者（中学生以下）		1,930から2,890まで	
専用利用（1時間につき）		1,060から1,580まで	

プール	1人1回	一般（高校生を含む。）	300から460まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	300から460まで
		中学生以下、障害者（高校生以上）	150から230まで
		障害者（中学生以下）	80から120まで
	3か月券	一般（高校生を含む。）	3,700から5,540まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	1,860から2,780まで
		中学生以下、障害者（高校生以上）	1,860から2,780まで
		障害者（中学生以下）	930から1,390まで
	6か月券	一般（高校生を含む。）	6,160から9,240まで
		満65歳以上の者（障害者を除く。）	3,080から4,620まで
		中学生以下、障害者（高校生以上）	3,080から4,620まで
		障害者（中学生以下）	1,540から2,320まで
	専用利用（1コース1時間につき）	学校等の団体以外のもの	480から720まで
学校等の団体		290から430まで	

」に

改める。

別表第3第4項の表中

「

230から340まで
440から660まで
180から270まで

」を

「

270から410まで
530から790まで
210から310まで

」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利

用料金については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年3月31日条例第4号）

改正後		改正前	
別表第3（第16条関係）			
1 白竜公園テニスコート			
区分	利用料金の範囲（円）	利用料金の範囲（円）	
庭球の大会及び練習に利用する場合	コート 1面 1時間につき	コート 1面 1時間につき	440から660まで
	照明 1面 30分につき	照明 1面 30分につき	170から260まで
(略)			
2 駅前公園テニスコート			
区分	利用料金の範囲（円）	利用料金の範囲（円）	
庭球の大会及び練習に利用する場合	コート 1面 1時間につき	コート 1面 1時間につき	440から660まで
	照明 1面 30分につき	照明 1面 30分につき	170から260まで
(略)			
3 スポーツハウス			
施設の名称	利用料金の範囲		金額（円）
球技場	1人1回	単位	金額（円）
		一般（高校生を含む。）	160から240まで
		中学生以下、障害者	80から120まで

改正後

11回券	満65歳以上の者（障害者を除く。）	190から290まで
	中学生以下、障害者（高校生以上）	100から140まで
	障害者（中学生以下）	50から70まで
	一般（高校生を含む。）	1,920から2,880まで
	満65歳以上の者（障害者を除く。）	1,920から2,880まで
	中学生以下、障害者（高校生以上）	960から1,440まで
	障害者（中学生以下）	480から720まで
	一般	2,580から3,860まで
	高校生	1,900から2,860まで
	満65歳以上の者（障害者を除く。）	1,290から1,930まで
3か月券	中学生以下、障害者（一般）	1,290から1,930まで
	障害者（高校生）	950から1,430まで
	障害者（中学生以下）	640から960まで

改正前

11回券	(高校生以上)	
	障害者（中学生以下）	40から60まで
	一般	1,600から2,400まで
	中学生以下、障害者（高校生以上）	800から1,200まで
	障害者（中学生以下）	400から600まで
	一般	2,150から3,220まで
	高校生	1,590から2,380まで
	中学生以下、障害者（高校生以上）、満65歳以上の者	1,080から1,610まで
	障害者（中学生以下）	540から810まで
	6か月券	一般
高校生		2,760から4,140まで
中学生以下、障害者（高校生以上）、満65歳以上の者		1,880から2,810まで
障害者（中学生以下）		940から1,410まで

改正後		改正前							
プール	6か月券	一般	4,500から6,740まで	12か月券	一般	6,430から9,640まで			
		高校生	3,310から4,970まで		高校生	4,750から7,120まで			
		満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,250から3,370まで		中学生以下、障害者(高校生以上)、満65歳以上の者	3,220から4,830まで			
		中学生以下、障害者(一般)	2,250から3,370まで		障害者(中学生以下)	1,610から2,420まで			
		障害者(高校生)	1,660から2,500まで		専用利用(1時間につき)	880から1,320まで			
		障害者(中学生以下)	1,120から1,680まで			260から390まで			
		プール	12か月券		一般	7,710から11,570まで	1人1回	一般	260から390まで
					高校生	5,700から8,540まで		中学生以下、障害者(高校生以上)	130から200まで
					満65歳以上の者(障害者を除く。)	3,860から5,780まで		障害者(中学生以下)	70から100まで
					中学生以下、障害者(一般)	3,860から5,780まで		一般	3,080から4,620まで
プール	専用利用(1時間につき)	障害者(高校生)	2,850から4,270まで	3か月券	中学生以下、障害者(高校生以上)、満65歳以上の者	1,550から2,320まで			
		障害者(中学生以下)	1,930から2,890まで		障害者(中学生以下)	780から1,160まで			
		1,060から1,580まで	一般		5,140から7,710まで				
		300から460まで	中学生以下、障害者(高校生以上)、満65歳以上の者		2,570から3,860まで				

改正後		改正前		
3か月券	満65歳以上の者（障害者を除く。）	300から460まで	65歳以上の者	
	中学生以下、障害者（高校生以上）	150から230まで	障害者（中学生以下）	1,290から1,930まで
	障害者（中学生以下）	80から120まで	一般	400から600まで
	一般（高校生を含む。）	3,700から5,540まで	専用利用（1コース1時間につき）	240から360まで
	満65歳以上の者（障害者を除く。）	1,860から2,780まで		
	中学生以下、障害者（高校生以上）	1,860から2,780まで		
	障害者（中学生以下）	930から1,390まで		
	一般（高校生を含む。）	6,160から9,240まで		
	満65歳以上の者（障害者を除く。）	3,080から4,620まで		
	中学生以下、障害者（高校生以上）	3,080から4,620まで		
6か月券	障害者（中学生以下）	1,540から2,320まで		
	学校等の団体以外のもの	480から720まで		
専用利用（1コース1時間				

(略)

改正後		改正前	
	学校等の団体		
につき)			
		290から430まで	
(略)			
4 海岸公園運動広場			
利用料金の範囲			
単位		金額 (円)	
専用利用 (1時間につき)	中学生以下の団体	270から410まで	230から340まで
	高校生以上の団体	530から790まで	440から660まで
照明利用 (30分につき)		210から310まで	180から270まで
(略)			
4 海岸公園運動広場			
利用料金の範囲			
単位		金額 (円)	
専用利用 (1時間につき)	中学生以下の団体	270から410まで	230から340まで
	高校生以上の団体	530から790まで	440から660まで
照明利用 (30分につき)		210から310まで	180から270まで
(略)			